

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について

長谷川, 綾子 / HASEGAWA, Ayako

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

56

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

24

(発行年 / Year)

2001-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011399>

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について

長谷川 綾子

はじめに

「長屋王家木簡」は昭和六十一年以来、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪から出土した三万五千余点にのぼる膨大な木簡資料群である。この資料群は文献史料の少ない八世紀初期の和銅三年（靈龜三年）のものであり、その内容は奈良時代初期の貴族の家政機関・土地経営など、多岐にわたる日常生活を明らかにするものである。したがって「長屋王家木簡」は律令の規定や正史などからはわからない新しい側面を提供してくれる可能性がある貴重なものであることは言うまでもない。

しかし、「長屋王家木簡」にみえる家政機関をめぐっては、その発見以来さまざまな学説が発表されている。そし

てこの論争は、家政機関の主人である本主についての理解、ひいては律令制家政機関の継承の可否や皇子宮の継承についての理解や、「長屋王家木簡」にみえる所領³である畿内の土地の理解にも影響する。

ただし、これまで皇子宮と律令制家政機関は混同して理解されがちであり、また、母系相続による私有財産の継承についても見落とされることが多い。皇子宮と律令制家政機関はそれが設置された背景が異なるので、同じものとしてとらえることはできず、母系相続の問題については、女性も家政機関を設置しているので軽視することはできない。そこで本稿では皇子宮と律令制家政機関の違いや母系相続に注目して「長屋王家木簡」にみえる家政機関の本主について考察してみることとしたい。

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について（長谷川）

一 「長屋王家木簡」にみえる家政機関についての諸説

(一) 木簡の検討

「長屋王家木簡」にみえる家政機関についてはその本主を誰に比定するかについて活発な論争がある。そこで、まず「長屋王家木簡」を検討し、家政機関の本主に関する諸説を整理していきたい。

「長屋王家木簡」にみえる家政機関の本主を比定するには、木簡の宛先から検討する方法と、木簡にみえる家令職員構成と相当位から本主の品位・位階を検討する方法がある。

木簡の宛先については、まず荷札木簡には、「長屋親王宮」「北宮」「氷高親王宮」などとあって(木簡(1)(2)(3))、長屋王の宮、北宮、氷高内親王の宮が宛先であったことがわかる。荷札木簡は各地方から送られてくる調・庸などの税や贄などの貢進物につけられていた木簡であり、一般的に物品を納入する宛先を記し目的地で使用済みとなり廃棄されると考えられるので、この三つの宛先は一般的に通用する、左京三条二坊の邸宅の名称である可能性が考えられる。

文書木簡にはみえる宛先としては、「雅楽寮移長屋王家令所」とあって(木簡(4))、雅楽寮から長屋王家令所に宛てた移が存在するので、公的機関からは長屋王の家政機関がこの邸宅に存在すると認識されることがわかる。

以上のことから、長屋王の家政機関、北宮、氷高内親王の家政機関がこの邸宅に存在した可能性が考えられる。

家令職員の構成と本主の品位・位階は、文書木簡にみえる家令職員の署名から推定できる。文書木簡は多種多様であるが、「長屋王家木簡」の文書木簡については、寺崎保広氏によつて物品進上の木簡、物品支給の木簡、物品請求の木簡、その他の木簡の四つに分類された上で詳しく検討されている⁽⁴⁾。

寺崎氏によると、物品進上の木簡は物品の送り状で、いずれも「進」「進上」という文言をもつ。そして大半の木簡は進上主体・物品名・数量・運搬人・日付・進上責任者(木簡署名者)という書き方を取っている。物品の内容は野菜類が最も多く、進上元の名称は山背・耳梨・片岡・木上・矢口・大庭といった地名に御田司・御菌司あるいは単に司がついたもので、所領などを管理した組織の名前と考えられる(木簡(5))。

物品支給の木簡は、物品(主として米)の支給木簡であ

り、支給先（個人名または場所、人の場合は人数も）・物品名・数量・受け取る人の名前・日付・支給責任者（木簡署名者）という書き方を取っている。この木簡はさまざまな支給先が記されているにもかかわらず、同じ場所から一括して発掘されたので、左京三条二坊の邸宅にある食料担当の部局で支給するたびにそのことを記録した帳簿の木簡であって、移動することはなく、ある区切りのときにまとめて支給の総計を紙の文書に書き写した後、に廃棄されたものと考えられている（木簡(6)）。

物品請求の木簡は、左京三条二坊の邸宅にあった家政機関にさまざまな物品・人を請求する木簡である。この木簡は公式令に規定される「符」「移」などの文書の書き出しを持つものが多く、その宛先には「司所」「務所」が多くみえるので、他の場所で作成されこの邸宅の「つかさどころ（司所、務所）」にもたらされ、この地で廃棄されたと考えられている（木簡(7)）。

その他の木簡は官人の考課の木簡などである（木簡(8)）。

この分類のなかで家令職員の署名は、物品支給の木簡と物品請求の木簡に存在している。物品支給の木簡は移動した形跡がなく、物品請求の木簡は他の場所で作成されたと

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について（長谷川）

考えられることから、物品支給の木簡に署名する家政職員は「長屋王家木簡」が発掘された左京三条二坊の邸宅の家政機関の家令職員であり、物品請求の木簡に署名する家令職員はこの邸宅外にあった家政機関の家令職員である可能性が高い。また物品支給の木簡の署名は家令または書吏が主であるが、しばしば、扶、従、大・少書吏もみられ（便宜上家政機関①とする）、物品請求の木簡の署名には家令、扶、従、大・少書吏（家政機関②とする）がみられる。

また、考課木簡と思われるものに、「従七位下行家令赤染豊嶋」と記されており（木簡(9)）、その相当位と行守の規定から、赤染豊嶋が従三位の家政機関の家令であり、三位格の家政機関が存在したことがわかる⁽⁸⁾。

さらに、物品請求木簡にみえる「家扶稲栗」を考課木簡と思われるものにみえる「正七位上秦稲栗」に、物品請求木簡と思われるものにみえる「家従廣足」を同じく物品請求木簡と思われるものにみえる「従七位下石城村主廣足」にあてれば、その相当位からこの家政機関が二品格であることがわかる（木簡(10)（11）（12））。

このため、家令職員令の定員から家政機関①は家令、書吏の場合は三位格、家政機関②は二品格の家政機関である可能性が高いと考えられる。

それでは、家政機関①にみえる扶、従、大・少書史の所属が問題になるが、家政機関②から発給された物品請求木簡によると（木簡13）、宛先にみえる「廣足」が家政機関②の家従の石城村主廣足である可能性が高いと考えられ、また同様に家政機関②から発給された物品請求木簡によると（木簡14）（15）、宛先の国足と署名の少書吏置始国足は同一人物である可能性が高いと考えられるので、家政機関②の家令職員が家政機関①のもとでも働くことがあったのではないかと考えられる⁽⁹⁾。

以上のことから、「長屋王家木簡」には少なくとも左京三条二坊の邸宅内の三位格の家政機関、邸宅外には二品格の家政機関が存在したと考えられ、しかも二品格の家政機関の家令職員は左京三条二坊の邸宅に勤務することもあり、家政機関が融合していたと考えられる。そして、荷札木簡の宛先と「長屋王家木簡」の和銅三年・靈龜三年という年代から、邸宅内にある三位格の家政機関については、諸説ともおおむね当時三位であった長屋王に比定している。しかし、二品格の家政機関については、当時一貫して二品であった人物が長屋王の身近に確認できないため見解が分かれており、二品格の家政機関を誰に比定するかによって、北宮についても見解が異なっている。

（二）二品の家政機関についての諸説

二品格の家政機関については、木簡群の発見当初に主張された長屋王の妻の吉備内親王を二品格の家政機関の本主とする説⁽¹⁰⁾、そして、この説を批判する形で主張された長屋王の父の高市皇子を二品格の家政機関の本主とする説⁽¹¹⁾、吉備内親王の姉の水高内親王を二品格の家政機関の本主とする説⁽¹²⁾、長屋王の母の御名部皇女を二品格の家政機関の本主とする説⁽¹³⁾の四つの説が挙げられている。

吉備内親王を二品格の家政機関の本主とする説は、木簡（16）に、吉備内親王の命令に二品格の家政機関の構成員が署名していることを示していること、別な木簡にみえる円方若翁、膳若翁、玳努若翁、忍海若翁、紀若翁は長屋王・吉備内親王の子女、山形女王、門部王、竹野王子は長屋王の兄弟・姉妹、石川夫人、安倍大刀自は長屋王の妾に推定されること⁽¹⁴⁾から、吉備内親王が二品格の家政機関の本主であるとし、この邸宅には長屋王・吉備内親王夫妻を中心とした家族関係が構築されていると考えるものである。そして吉備内親王の子女が皇孫として扱われていて特別な待遇を受けていることから、当時三品であった吉備内親王は例外的に品位を上回る家政機関を設置していたとしている。

高市皇子を二品格の家政機関の本主とする説は、高市皇子の浄広彦は二品相当⁽¹⁶⁾と考えられることから、二品格の家政機関の本主として相応しいとしている。また、長屋王の場合は、高市皇子の死亡当時は幼少で律令的家政機関を置く資格はないが、家政は維持せねばならないので、高市皇子の家政機関である香具山之宮を贈位・贈官によって維持・継承し、それによって、高市皇子に由来する所領や人脈を継承したと考えている。

その根拠として、木簡(13)(17)(18)から、二品格の家政機関が奉仕する対象に、長屋王の兄弟姉妹の山方王、門部王や高市皇子の異母弟の長親王が含まれていることを挙げ、この奉仕対象者の家族構成は高市皇子まで遡ってはじめて考えられるとしている。

また、荷札木簡(19)や、所領からの物品進上の木簡(20)から、高市皇子の殯宮があつた城上を指すと思われる「木上」や高市皇子の母の実家にあたる筑前国宗像郡司家とのつながりがみいだせること、先に挙げた木簡(9)の家令の赤染豊嶋が、壬申の乱で高市皇子に供奉した赤染造徳足の系譜を引くと考えられることを挙げている。

そのほかにも、木簡(21)を挙げ、この木簡自体は習書風なので高市皇子の家政機関があつたことを示す証拠にはな

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について(長谷川)

らないが示唆的であるとしている。

氷高内親王を二品格の家政機関の本主とする説は、和銅七年に氷高内親王が二品であることが確認され⁽¹⁸⁾、しかも当時長屋王の周辺で二品を有するのは氷高内親王のみであることを根拠としている。さらに先に挙げた氷高内親王宮宛ての荷札木簡(3)も根拠として挙げている。

御名部皇女を二品格の家政機関の本主とする説は、天智天皇の皇女で元明天皇の同母妹であり、しかも日並知皇子命と呼ばれた草壁皇子と並び称すように後皇子命と呼ばれた高市皇子の正妻であつたので、「長屋王家木簡」の二品格の家政機関の本主に相応しい立場にあるからである。また先に挙げた木簡(13)や、木簡(22)などから、「皇子」「王子」が長屋王の兄弟姉妹・子女にあたると考えられ、このような細々した物品を長屋王の兄弟・姉妹、子女に支給するよう指示を出すのは、立場上彼等の母あるいは祖母の御名部皇女が妥当であるとしている。さらに、木簡(13)にみえる「志我山寺」は、御名部皇女の父天智天皇が建立した寺で御名部皇女とつながりがあると考えている。

(三) 北宮についての諸説

北宮については、すでに検討したように荷札木簡の進上

先として登場するので、一般的に通用する左京三条二坊の邸宅の名称である可能性が考えられる。そして、神亀三年の山背国愛宕郡雲下里計帳に、「左大臣資人出雲臣忍人」、「北宮帳内出雲臣安麻呂」と記され、木簡⁽²³⁾に「出雲臣安麻呂」とあることから、この「出雲臣安麻呂」は同一人物と考えられ、神亀三年当時左大臣であった長屋王の資人とは区別されている。また、「帳内」は物品支給の木簡にもみえ、米の支給対象になっているため、左京三条二坊の邸宅の家政機関に所属していた可能性が高いが、そもそも軍防令給帳内条により、王である長屋王には帳内は給付できない。このことから、北宮は左京三条二坊の邸宅内に存在する家政機関であるが、長屋王の家政機関とは区別されていることがわかる。

さらに、和銅五年の長屋王願経⁽²¹⁾が北宮で行われ、文武天皇の追善を目的とし、その跋語に「長屋殿下」という表現があることから、北宮の本主は長屋王を「長屋殿下」と呼ぶような立場で、その家政機関は長屋王の家政機関と融合していたと考えられる⁽²²⁾。そのため、北宮は有品の親王・内親王の家政機関であり、左京三条二坊の邸宅に居住していた長屋王の近親の人物に限られることになる。

しかし、通常の家政機関の名称は個人名+宮(家)、官職

名+宮(家)、地名+宮(家)であることが多く、北宮という名称が例外的存在であるため、吉備内親王を指すとすると、それ以外の親王・内親王を指すとすると説が挙げられて

いる。
吉備内親王を指すとすると説は、発掘当初から提起されている説である。そしてその名称の「北」は、北の方や北の政所などと同様に正妻を表わすという考え方や、左京三条二坊の邸宅内に居住していること、先に挙げた和銅五年の長屋王願経の文武天皇の追善という目的やその跋語の「長屋殿下」という呼称は、長屋王の妻であり文武天皇の妹である吉備内親王が行ったと考えるのが妥当である⁽²⁴⁾ことをその根拠として挙げている。

また、この説ではさらにその名称の由来について、この邸宅の南にほかの邸宅が存在し、それを南宮としてそれに対置したとする説⁽²⁵⁾、阿閉皇女の宮を継承したとする説⁽²⁶⁾、特定の内親王の宮号とする説、草壁皇子の宮を継承したとする説⁽²⁸⁾の四つの説がある。

南宮対置説は所在地に由来があるとし、二品の家政機関を氷高内親王にあてる説と連動して氷高内親王の家政機関を左京三条二坊一・二・七・八坪の南の左京三条二坊六坪にあて、それを南宮とみて、吉備内親王の家政機関を北宮

としている。その根拠として、左京三条二坊六坪は「長屋王家木簡」の年代では七坪を流れる流水路がそのまま入り込んでおり、七坪から流れてきたと考えられる北宮に関する木簡も存在するため、一・二・七・八坪と一括して占地された可能性が指摘⁽²⁹⁾されていることを挙げている。

阿閉皇女の宮を継承したとする説は、北が正妻を表わすことに由来があるとし、北宮が一般的・公的に通用する呼称であることから皇太子の妻を指すとしている。そして、もとは吉備内親王の母の阿閉内親王を意味したが、草壁皇子が薨じた時又は阿閉内親王の即位の時に阿閉内親王から吉備内親王に継承されたとしている。

特定の内親王の宮号とする説は、北宮という呼称は「長屋王家木簡」にみえる他には、醍醐天皇の皇女の康子内親王の例のみであるので、吉備内親王と康子内親王の置かれた立場から、同腹の兄弟は東宮から天皇になり、母は中宮である特定の内親王の宮号である可能性を指摘している。

草壁皇子の宮を継承したとする説は、「長屋王家木簡」には草壁皇子の夫人と考えられる竹野女王や草壁皇子の悔過が行われた志我山寺などがみられることから、北宮はもとは草壁皇子の宮であり、草壁皇子の死後阿閉皇女に継承され、阿閉皇女の即位後は水高・吉備内親王に継承され、

水高内親王の即位後は吉備内親王が単独で継承したものとしている。

吉備内親王以外を指す説は、北宮が親王または内親王の家政機関を指すことから、二品格の家政機関の本主と考えられる高市皇子を指す説⁽³¹⁾と御名部皇女を指す説の二つの説がある。

高市皇子とする説は、名称をその所在地に由来するものとみて、当時の貴族が飛鳥・藤原地域と平城京の両方につながりを持つていたことに注目し、香具山の西北にあった高市皇子の宮が浄御原宮の北に位置したことから北宮と呼ばれたとしている。そして、聖徳太子の死後、その一族が上宮王家と呼ばれた例を挙げ、聖徳太子と高市皇子の置かれた立場が似ていることから、高市皇子の死後、その一族の長屋王家も北宮王家と呼ばれ、平城京の長屋王の家政機関に引き継いだ可能性を指摘し、左京三条二坊の邸宅全体が北宮と称されるようになったと指摘している。

御名部皇女とする説は、名称をその所在地に由来するものとみて、当時の貴族が飛鳥・藤原地域と平城京の両方につながりを持つていたことに注目し、香具山の西北にあった高市皇子の宮が平城に遷都後も御名部皇女の別宮として存在して、それを南宮とし、御名部皇女が平城京で営んだ

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について（長谷川）

宮を北宮としている。

以上、「長屋王家木簡」にみえる家政機関について二品格の家政機関と北宮の各説を整理してみたが、各説とも私の見解とは異なるので、次節で各説の問題点と私の見解を述べていきたい。

二 「長屋王家木簡」にみえる家政機関と皇子宮

(一) 吉備内親王を指すとする説

吉備内親王を二品格の家政機関の本主とする説は、吉備内親王は靈龜元年までには三品になっており、神龜元年に三品から二品になっていることから、靈龜二年の長屋王家木簡の年代では三品であり二品ではないことが問題となる。先に吉備内親王が二品格の家政機関の本主であることの証拠として挙げた木簡(16)の「吉備内親王大命以符」についても、本主の命令を伝える場合は先に挙げた木簡(14)に「以大命宣」と記されているように、一般的に本主の名は省略されているので、本主ではない吉備内親王の命令を伝えるためその名前を記したと考えられている³⁵。また、左京三条二坊の邸宅の住人は長屋王を中心とする一族なので、木簡(24)にある「内親王」は吉備内親王を、木簡(25)にある「御所」は長屋王を指し、吉備内親王は長屋王や長

屋王の妾・兄弟姉妹・子女と同様に邸宅内に居住し米の支給を受けているとみてよい。そのため、吉備内親王は邸外に存在したと考えられる二品格の家政機関の本主にあたる³⁶とは考えられないのである。

(二) 高市皇子を指すとする説

高市皇子を二品格の家政機関の本主とする説については、高市皇子の浄御原令制下の浄広彦が大室令制下の二品相当であるか否かは不明であることが問題となる。そもそも高市皇子は持統十年の浄御原令制下において死亡しており³⁷、浄御原令制下では律令制家政機関の前身となるもの、つまり皇子宮はあっても、それが律令に規定される家政機関と全く同じ組織であるとは考えにくい。

皇子宮は氏族制以来、各皇族・貴族で独自に営まれた家産組織であるので、国家組織とは直接関係のない皇族・貴族個人やその一族の人的関係や所領より形成されていた。これに対して、律令制家政機関は、家令職員や帳内・資人などの国家から給付された官人によって形成される組織であって、これまでの各皇族・貴族の独自性の強い家政機関とは異なり、国家の一定の管理下におかれた公的機関であった³⁸。そのため、皇子宮と律令制家政機関は本質的に異なる

っており、皇子宮がそのまま律令制家政機関に引き継がれたと考えることはできず、皇子宮と家政機関は分けて考える必要がある。

皇子宮と律令制家政機関は、皇族・貴族の家政を運営するという点では共通するが、皇子宮はすべて私設の組織・私有財産で構成されていたのに対し、律令制家政機関は、もともと存在する私設の組織・私有財産と封戸などの律令制俸禄を、律令で規定され国家から皇族・貴族個人に給付された人員である家令職員、帳内・資人で組織された公設機関が統括するという二重構造であったと考えられる。そして、私設の組織・私有財産は継承されていくが、公設機関は皇族・貴族個人に付随しているので継承される性質のものでないとみてよいだろう。「長屋王家木簡」にみえる家政機関で問題となっていることは、律令制家政機関、つまり家政機関の公設機関の部分なので、私有財産・人脈の継承とは関係がないのである。

そのため、先に挙げた木簡(19)(20)などをみると確かに高市皇子に由来する地名が存在するが、所領などの私有財産や家人などの人脈が継承されたからといってただちに律令制家政機関が継承されたとは考えられない⁽³⁹⁾。選叙令本主亡条に、「凡帳内資人等本主亡者、暮年之後、皆送_三式部

省。」とあるように、帳内・資人が本主の死亡一年後に式部省に送られていることや、選叙令本主亡条令集解穴記が、本主死亡直後か一年後かの解釈の違いがあるが、基本的に家令職員は本主の死亡後解任されるものとしていることから、帳内・資人を指揮して家政を運営する家令職員も帳内・資人と同様に一年後に解任され、律令制家政機関は解消したと考えられる。

(三) 氷高内親王を指すとする説

氷高内親王を二品格の家政機関の本主とする説については、靈龜元年正月に一品となり同年九月に即位しているの⁽⁴³⁾で、「長屋王家木簡」の年代のなかで大部分を占めると思われる靈龜二年当時は二品ではないことが問題になる。また、先に挙げた木簡(13)に長屋王の兄弟姉妹・子女に日用品を給付する命令が記されているものがあるが、吉備内親王の姉妹である氷高内親王がこれらの命令を下すのは立場上不自然であることも挙げられる。氷高内親王の家政機関は、先に挙げた荷札木簡(3)に「氷高親王宮」と記されており、その存在が確認できるが、氷高内親王の名がみえるものはこの木簡一点だけであり、即位する以前に姉妹の吉備内親王との関係で左京三条二坊の邸宅に訪れた際に使わ

れたなど、さまざまな可能性が考えられるので、氷高内親王の二品格の家政機関が存在したという証拠にはならないとみてよい。

(四) 御名部皇女を指すとする説

御名部皇女を二品格の家政機関の本主とする説については、「長屋王家木簡」には御名部皇女の名が一切みえないことや、御名部皇女は生没年・品位が不明であることが問題となる。また、御名部皇女が左京三条二坊の邸宅を指す北宮であるとすると、邸宅内に居住していたことになるので、邸宅外に存在していた二品格の家政機関の本主とは考えられず、さらに、先に挙げた神龜三年山背国愛宕郡雲下里計帳に「北宮帳内」とみえることから御名部皇女は神龜三年まで生きていたことになるが、夫の高市皇子（白雉五年⁽⁴⁴⁾〜持統十年⁽⁴⁵⁾）より若く、同母妹で六十一歳で死亡した阿閉皇女（斉明五年〜養老五年⁽⁴⁶⁾）より年上であると推定されることから、六十七歳以上の、当時としてはかなりの高齢になるまで生存していなければならないという問題⁽⁴⁷⁾もある。

以上のことから、御名部皇女を二品格の家政機関の本主であるとは考えにくいと批判されている。しかし、「長屋

王家木簡」に御名部皇女の名が一切見えないという問題については、次のように考えられる。長屋王の一族は、荷札木簡では木簡(1)に長屋王、木簡(3)に氷高内親王がみえ、文書木簡では米などの支給木簡に石川夫人、阿倍大刀自、長屋王の兄弟・姉妹・子女などがみえる⁽⁴⁸⁾。荷札木簡にみえる名称は邸外にも通用するものでなければならぬため、この邸宅に存在する家政機関の本主の名などであるが、邸宅内のみで使用される米などの支給木簡については、この邸宅内に居住した長屋王の一族の名はみえるが、三位格の家政機関や二品格の家政機関の本主に比定される人物の名はみえない。これは本主の命令を伝える木簡は一般的にその名を省略すると同様に、本主の名は基本的に外部とやり取りする木簡以外には記されなかったのではないだろうか。長屋王に対する米の支給は「御所」に対する米支給で統一されていたと考えられ、同様に、二品格の家政機関に対する米支給木簡にも支給相手の名を記さず、「御米」「大御飯」がそれにあたると考えられる。このため、二品格の家政機関の本主にあたる御名部皇女は木簡にその名が残らなかったのである。

御名部皇女は二品であったという確証がないという問題については、藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査現地説明

資料（飛鳥藤原第一一五次調査）の池状遺構出土木簡①の「御名部内親王宮」（木簡（26））より、御名部皇女が家政機関を設置していたことがわかるので、品位を持つていたことは確実である。それでは、御名部皇女の品位の階数が問題になるが、八木充氏によると当時の親王・内親王であった天智・天武・文武天皇の皇子・皇女の品位から考えて御名部皇女は二品と推定されるとしている⁽⁵⁰⁾。確かに早世した建皇子⁽⁵¹⁾、大田皇女⁽⁵²⁾、十市皇女⁽⁵³⁾、大津皇子・山辺皇女⁽⁵⁴⁾、川嶋皇子⁽⁵⁵⁾や品位不明の大来皇女、紀皇女、磯城皇子を除けば、浄広菴く浄広肆、一品く三品の範囲内である。このうち、

一品・浄広菴であったのは、光仁天皇の父の施基皇子の妃であった多紀皇女⁽⁵⁶⁾以外はすべて皇子なので、皇女は浄広武く浄広肆、二品く三品にあたり、たとえば律令制施行後に没した皇女の最終品位をみると、但馬皇女⁽⁵⁷⁾、水主皇女⁽⁵⁸⁾、長谷部皇女は三品、田形皇女⁽⁵⁹⁾、泉皇女⁽⁶⁰⁾、吉備内親王⁽⁶¹⁾は二品である。とすると、御名部皇女は二品または三品であるが、草壁皇子と並び称された高市皇子の室であり元明天皇の姉妹であるその立場から二品であったと考えられる。

生没年の問題は、まずその生年についてはある程度推測することが可能である。御名部皇女は夫である高市皇子より若いと考えられ、同母妹の阿閉皇女より年上であるので、

白雉五年から斉明五年までの十三年間に生まれたと推定され、また、青木和夫氏は御名部という名前前から父の中大兄皇子が紀伊の南部に滞在していた斉明四年（六五八）の冬に生まれたのではないかと指摘している⁽⁶³⁾。

没年については、先に挙げた飛鳥藤原第一一五次調査の池状遺構出土木簡から大宝年間には御名部皇女の家政機関が存在し、慶雲元年正月に封戸を百戸加増され、和銅元年に阿閉皇女と和歌を取り交わしていることや、神亀五年の長屋王願経の「奉資登仙二尊神靈」が高市皇子と御名部皇女の霊を指していると考えられることにより、和銅元年から神亀五年までの二〇年間に死亡したことがわかる。

そして、御名部皇女を北宮とし、神亀三年の六十七歳まで生きていたとするのは当時ではかなり高齢になるので無理があるという問題は、北宮が御名部皇女であるか否かを考えたい。米の支給木簡の御名部皇女に対する支給と考えられる「御米」「大御飯」は、ほとんどが斗の単位で支給されており、邸宅内に居住したと考えられる長屋王の一族にはほとんど升の単位で支給されていることと比べると、明らかにその量が多い。これは、「御米」「大御飯」がこの邸宅から離れた場所に支給されるため、一度に多く支給したと考えられる。このことから、御名部皇女はこの邸宅に

は居住しておらず、北宮ではないことになり、没年については「長屋王家木簡」の年代である靈龜三年までを考えればよいことになる。青木氏の斉明四年生まれ説に従うと「長屋王家木簡」の年代である和銅四年（靈龜三年）には御名部皇女は五十三〜六十歳にあたり、阿閑皇女が六十一歳で死亡したことから考えても生存していたと考えてよい歳である。

また、「長屋王家木簡」にみえる畿内の所領のなかで、特に山背御園は、木簡(27) (28)にあるように、二品格の家政機関から三位格の家政機関にその管理について細かい指示を出されているので、山背御園は二品格の家政機関の本主が本来所有していたものである可能性が考えられる。山背御園の比定地は山背国と河内国石川郡山背郷の二説あるが、山背忌寸真作墓誌や正倉院丹裏文書などにみえることや、その他の所領の比定地に比べて山背国では範囲が広すぎることから、河内国石川郡山背郷とする説が有力である。そして、この河内国石川郡は蘇我氏縁の地であり、山背御園は御名部皇女が母である蘇我倉山田石川麻呂の娘の姪娘から継承した所領である可能性が考えられる。

「長屋王家木簡」にみえる畿内の所領の比定地については、山背御園以外にもすでに多くの研究がある。宇多につ

いては、奈良県宇陀郡もしくは大阪府泉南市兔田⁽⁷⁰⁾、大庭は大阪府守口市大庭⁽⁷¹⁾、もしくは同堺市大庭寺⁽⁷²⁾、洪川については大阪府八尾市洪川町、高安については大阪府八尾市高安町、片岡については奈良県北葛城郡王子町・香芝市、矢口については奈良県橿原市もしくは同大和郡山市の香具山付近、耳梨については奈良県橿原市の耳成山付近、佐保については奈良県奈良市の平城宮東北、先に挙げた木上については奈良県北葛城郡広陵町もしくは同高市郡明日香村木部⁽⁷³⁾、もしくは同橿原市、広瀬については奈良県北葛城郡広陵町、都祁については奈良県天理市・山辺郡都祁村、狛については京都府相楽郡山城町⁽⁷⁶⁾、丹波柚については京都府中部・兵庫県中部が比定されている。そして、これらの所領は大和と河内に集中していることから、大伴氏・物部氏・蘇我氏などの大和王権の豪族たちの財産形成に類似し、それらと同様の系譜を引くと指摘されている。母が筑紫の地方豪族である高市皇子の系譜のみでは大和王権の豪族並みの所領を形成するのは難しく、御名部皇女を通して蘇我氏に由来する所領が長屋王の一族の所領に含まれていた可能性が考えられるのである。

(五) 吉備内親王と北宮

北宮については、有品の親王・内親王の家政機関であり、その本主は左京三条二坊の邸宅に居住していた長屋王も近親の人物に限られ、本主に比定される可能性があるのは吉備内親王、高市皇子、御名部皇女の三人であることはすでに前節で触れた。そして、御名部皇女は北宮ではなく、高市皇子については、その家政機関が継承されることはないことはすでに検討した通りであり、また、北宮の名称が平城京の長屋王の家政機関に継承され、長屋王の一族全体をさすという指摘も、神龜三年の山背国愛宕郡雲下里計帳の「北宮帳内」から北宮は特定の親王・内親王個人を指すと考えられるので妥当ではないと考えられる。そこで、吉備内親王について検討し私見を述べることとしたい。

まず、吉備内親王は靈龜二年當時は三品であったため、家政機関を設置する資格をもっており、「平城宮木簡」の第二二次調査出土の木簡に、「□故二品吉備内親王宮」と記されていることから、家政機関を設置していたことは確実である。

また、吉備内親王の家政機関は、『続日本紀』天平元年二十二日癸酉条の長屋王の変の記事に「乃悉捉_二家人人等_一、

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について（長谷川）

禁_二着於左右衛士・兵衛等府_一。」とあり、長屋王と吉備内親王の家令帳内資人を「家人人」とひとくくりしていることから、二人の家政機関が「長屋王宅」にあったと考えられ、十三日甲戌条には「吉備内親王者無_二罪_一。宜_二准_レ例送葬_一。唯停_二鼓吹_一。其家令・帳内等並從_二放免_一。」とあり、吉備内親王の家令帳内だけが放免されたことから、家令、帳内・資人をそれぞれ別個に持っていた可能性が高い。そして、この「長屋王宅」は左京三条二坊の邸宅であると考えられるので、北宮が吉備内親王の家政機関である可能性が高いと考えられる。

ただし、吉備内親王の家政機関は三品格なので、家令職員構成は家令、扶、従、書吏であり、その存在が確認できないことが問題になるが、左京三条二坊の邸宅の家令職員は、家令、扶、従、大・少書吏、書吏であるので、そのなかに吉備内親王の家令職員も取り込まれている可能性が高く、「長屋王家木簡」からは判別できなくなってしまうのではないだろうか。「長屋王家木簡」の家令職員で名前とその所属・官職がわかるのは、長屋王の家令の赤染豊嶋、二品の家政機関の家扶の秦連稲葉、家従の石城村主廣足、少書吏の置始国足のみである。そのため名前や所属の分からない人物のなかに吉備内親王の家令職員が含ま

れている可能性が考えられるのである。

以上、「長屋王家木簡」にみえる家政機関について検討した結果、左京三条二坊の邸宅には中心となる三位格の長屋王の家政機関と、北宮と呼ばれる三品格の吉備内親王の家政機関とが存在し、この邸宅外にはさらに二品格の御名部皇女の家政機関が存在したと考えられる。

おわりに

以上、「長屋王家木簡」にみえる家政機関について考えてきたが、「長屋王家木簡」において家政機関について論じるには、まず、皇子宮の時代から継承してきた私的組織・私有財産と、律令制家政機関によって設置された公的機関や律令制俸禄を区別する必要がある。皇子宮は氏族制以来、各一族で営まれていた私的な家産組織であるが、律令制家政機関は国家によって皇族・貴族個人に給付された官人によって組織されており、その家の家政を運営する一方、国家とのつながりを持つ公的機関であるので、性格が異なるのである。

これらのことを踏まえて考えると、「長屋王家木簡」にみえる家政機関の本主を誰に比定するかという問題は、家政機関の公的機関の部分についてのことであり、家政機関

の本主は、その当時生存しており、その品位・位階に該当する皇族・貴族でなければならない。そして長屋王の一族のなかで該当するのは、長屋王、吉備内親王、御名部皇女のほかにないのである。御名部皇女については、多くの先学が指摘するように、史料が少なく推測に頼らざるを得ないが、氏族制以来の財産の継承には母系相続が行われた可能性があるため、重要な役割を果たしていると考えられるのである。

なお藤原氏などの贈位・贈官による律令制家政機関の継承については触れることはできなかったが、紙幅の都合があるので、機会を改めて別稿で論じることにした。

資料（木簡）

- (1) 長屋親王宮鮫大贄十編 (城二―三九八)
- (2) 北宮御塩綾郡矢田部法志三斗 (城二―三三一―三三四)
- (3) 備後国葦田郡葦田里
・水高親王宮春稅五斗 (城二―三三五―三七)
- (4) 雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足
右人請因倭備
・故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂
少允船連豊 (平城京一―一五六)

(5) ・山背蘭司 進上 大根四束 遣諸月
交菜二斗

和銅七年十二月四日 大人

(平城京二一七五四)

(6) ・内親王御所進米一升

・受 小長谷吉備 書吏 (平城京一一二四〇)
十月十四日

(7) ・移 司所 米无故急、進上又滑海。

・藻一駄進上急、附辛男 十五日 家扶。
家令

(平城京二一七〇五)

(8) 无位井戸臣 年廿九 上日 日三百廿六 「并五百卅二」
右京 夕二百六

(城二一一二九三)

(9) ・「長飛鳥鳥長」 從七位上行家令赤染豊嶋

〔長カ〕

長□屋飛鳥長帳□内国飛鳥□ 日十一

(平城京二一一七三七)

(10) ・符 少書吏布廿四端下 十四端者上 遣勾鑑二
藏鑑二

・附葛野連千稻 十六日 家從廣足
折櫃負筒速進上 家扶稻栗

(城二五一一四)

(11) ・正七位上秦連稻栗

上日

□□□□

(城二七一二〇五)

(12) ・召 若麻統□麻呂 長屋皇宮侍 急□

・從七位下石城村主廣足 九月十九日付

(城二一一二九・二五一一三〇)

(13) 橡煮遺絶冊匹之中伊勢絶十四天服煮今卅匹宮在絶十四匹并冊匹煮今急々進 山方王御加

○以大命符 牟射等 白褥取而進出 玃努若翁御下裳納辛櫃皆進出 廣足 出又林若翁帳内物万呂令持煮遺絶二匹急進出淨味片絶 曾持罷

御禪代帛絶易絶進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行

○大御物王子御物食土器无故此急進上御主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋 又太巫召進出 附田辺史地主 五月十七日 家令 家扶

(平城京二一六八八)

(14) ○以大命宣 黄文万呂 国足

○朱沙矣価計而進出 別采色入筥今

(平城京二一四二二)

(16) ○吉備内親王大命以符 婢筥入女進出

五月八日少書吏国足 家令 家扶

(平城京二一六八九)

(15) 進出炭十三古分数五籠小刀一針三持 ○

・参出辛男 七月廿六日少書吏置始国足 家從「廣足」○

(城二一三六)

〔余慶造始カ〕

(17) ○人功給遺錢百十二文 別移務所下総稅司田辺

○史進布五百常之中 二百常馬司給 二百五十常勉々田苅 五十常門部王宮給 人功充給 附茨田勝五百嶋 七月七日從

(城二三一六)

(18) ・ 符豊嶋 長親王冊足所進□□
□□急々今進出又飛鳥戸

(20) ・ 木上進 供養分米六斗

・ 各田部逆 七月十四日秦廣足

勢万呂

・ 若万呂召進出又大炊司一々人進上
附仕丁安万呂 廿一日家令

(平城京一一八六)

(平城京一一四六)

(19) ・ 宗形郡大□□〔領鮒力〕
鮒

(21) ・ 後皇子 後皇子命宮 □ ○

(城二一四一七)

(城二一三八四・二五―三四八)

(22) ・ 移 奈良務所專大物皇子右處月料物及王子等^二
・ 公料米進出 五月九日少書吏置始国足

家令 家扶

(平城京二一七〇八)

附紙師等

(23) 〔无カ〕
□位出雲臣安麻呂^{年廿九}
山背国乙当郡

上日^{三百廿}
夕百八十五

〔並五百五〕

(平城京二二〇八五)

(24) ・ 内親王御許米半升受管入女 ○

・ 九月十六日豊国 ○

(25) ・ 御所進米一升半 九月五日□□ ○

・ 豊国 ○

(城二一〇〇・二五―三一九)

(平城京二一八〇八)

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について〔長谷川〕

(26) ・御名部内親王宮

・ 太寶

(27) ・ 移務所
 山背御田芸人功卅六常 田蒞人功

扶 從廣足 (平城京一一一六〇)

(28) ・ 移 山背御園造雇人卅人食米八斗 塩四升可給

輕部朝臣三狩充 奴布伎

・ 山背使婢女子米万呂食米一斗五升 和銅五年七月廿日大書史

扶

(平城京二一一七二〇)

(29) □故二品吉備内親王宮 (城二六一九六)

註

(1) 「長屋王家木簡」の概要は『平城京長屋王邸宅と木簡』(奈良国立文化財研究所編、一九九一年、吉川弘文館)、『平城京

左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』(奈良国立文化財研究所編、一九九五年)を、釈読については、奈良国立文化財

研究所が刊行した正報告書『平城京木簡』一(一九九五年)・同二(二〇〇一年)掲載のものはそれに従い、それらに未収

のものは奈良国立文化財研究所が随時発行する「平城京発掘調査出土木簡概報」を参照した。本稿では、正報告からの引用については、平城京一(または平城京二)―木簡番号で示し、概報については、城号数―その号の先頭から付けた番号

で示すこととする。

(2) 研究史については森公章①「長屋王邸の住人と家政機関」

三六三―三八七頁(『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』、一九九五年、奈良国立文化財研究所 後に「長屋王家木簡の基礎的研究」所収)、②「その後の長屋王家木簡」

二一五―二一九頁(奈良国立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』二〇〇一年、吉川弘文館)、平石充「長

屋王家木簡」にみえる家政機関」七六―八〇頁(『史学研究収録』十七、一九九二年)、八木充「長屋王家木簡」と皇親家令所」二―五頁(『日本史研究』三五三、一九九二年)を参照した。

(3) 鬼頭清明①「平城京の保存と長屋王木簡―東院南方遺跡

の保存を考える」六三頁（歴史学研究会編「遺跡が消える

研究と保存運動の現場から」、一九九一年）②「木簡と古代

史 長屋王家のしくみと生活」一六一頁（平野邦雄・鈴木靖

民編『木簡が語る古代史』上、一九九六年、吉川弘文館、

森註（2）①論文 三九三―三九六頁、館野和己「長屋王家

木簡の舞台」三二五頁（宮川修一編『日本史における国家と

社会』一九九二年、思文閣出版、後に館野『日本古代交通と

社会』所収）、小口雅史「長屋王家木簡にみる土地経営をめ

ぐって 付 長屋王家木簡関連論著目録（稿）」（法政大学

教養部紀要』一〇四、一九九八年）

(4) 寺崎保広「長屋王家の文書木簡」（『日本歴史』五〇〇、

一九九〇年）

(5) 家令 平城京一―二二九、平城京一―二四三、平城京一

―二八八、平城京一―三二六、平城京一―三三三、平城京一

―三三七、平城京一―三四一、平城京一―三四六、平城京一

―七四六、平城京二―一八二五、平城京二―一八二九、平城

京二―一九九三、城二―一六七、城二―一〇六、城二―一

一三三、城二―一三四・二八―一七二四、城二―一六七、

城二―一九九、城二―一二二六、城二―一二四九、城二三

―一五八、六五、城二五―七〇、城二五―一二七、一三七、城

二五―一八六、城二七―二九

書史 平城京一―二四〇、平城京一―二五四、平城京一―二

六二、平城京一―二六七、平城京一―二八六、平城京一―二

八九、平城京一―三〇一、平城京一―三〇四、平城京一―三

一二、平城京一―三三二、平城京一―三三四、平城京一―三

二五、平城京一―三三八、平城京一―三三四、平城京一―三

六七、平城京一―三七六、平城京二―一八三〇、平城京一―

一八六八、平城京二―一八七六、平城京二―一八七七、平城

京二―一八八八、平城京二―一九一六、平城京二―一九六八、

平城京二―一九九一、城二―一六九、城二―一九五、城二―

一二二、城二―一六八、一七五、城二―二四七、二四

八、城二三―一三八、城二三―一五七、城二三―一七七、城二三―

八七、城二五―一六四、城二五―一九三、城二五―一〇〇、一

五、一―一七、城二五―一五二、城二七―四四、四七、五六、

城二七―九一、城二七―九七、一〇九、城二七―一一二、一

一五、一―一六、一二〇、一二四、一二五、一二六、城二七―

一三三、城二七―一四七、一五七

(6) 扶 城二七―六一

従 城二七―一三七

大書史 平城京一―二三八、平城京一―二八〇、平城京一―

三二〇、城二―一五九

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について（長谷川）

少書吏 平城京一―二三三、平城京一―二五五、平城京一―二六六、平城京一―三八〇、平城京二―一九七三、城二―二二一、城二―二五三

(7) 家令 平城京一―一四六、平城京二―一六九一、平城京二―一七二二、城二―二三三
家令、扶 平城京一―一四七、平城京二―一六八八、平城京二―一七〇五

家令、扶、少書吏 平城京二―一六八九、平城京二―一七〇八、城二五―一三

家令、從 平城京一―一六四
家令、少書吏 城二―一五

扶 平城京一―一六六、平城京二―一七〇二、城三―一一一、一四、城二七―七、一〇、城二七―一四

扶、從 平城京一―一六〇、平城京一―一六七、平城京二―一七〇七、城二五―一、四、城二七―一六

扶、大書吏 平城京二―一七一〇、城二五―八
扶、少書吏 平城京二―一七一六、城二―一九

從 平城京一―一六五、平城京一―一七一、平城京二―一六九六、城三―一六

從、少書吏 城二―一三六
少書吏 城三―一九

(8) 鬼頭清明「長屋王家木簡二題」(『白山史学』二六、一九〇年、後に「古代木簡の基礎的研究」所収、三八六頁)

(9) 東野治之「長屋王家木簡の文書と家政機関」(『大阪大学教養学部研究集録』四〇、一九九二年、後に「長屋王家木簡の研究」所収 六二―六三頁)、館野和己「文書木簡の研究課題」一〇―一一頁(『考古学ジャーナル』三三九、一九九一年)

(10) 寺崎註(4) 論文 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(『奈良古代史論集』二、一九九一年)、平石註(2) 論文 森公章「長屋王邸宅の住人と家政機関」(『平城京長屋王邸宅と木簡』、一九九一年、吉川弘文館)、綾村宏「長屋王とその時代」(『平城京長屋王邸宅と木簡』一九九一年、吉川弘文館)、井山温子「古代の「家」とその継承」(『政治経済史学』三三八、一九九四年)

(11) 東野治之「古文書・古写経・木簡」(『水基』七、一九八九年、後に「遣唐使と正倉院」所収)、「古代人と日常文」四三頁(『週刊朝日百科日本の歴史』別冊四、一九九〇年)、福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」三五―三六頁(『続日本紀研究』二七七、一九九一年)、森公章「長屋王家木簡再考」(『弘前大学国史研究』九六、一九九四年、後に「長屋王家木簡の基礎的研究」所収 三五―三六頁)、寺崎保

広『長屋王』（一九九九年、吉川弘文館）

(12) 大山誠一「所謂『長屋王家木簡』の再検討」(①『長屋

王家木簡と奈良朝政治史』一九九一年、吉川弘文館、②『長屋王家木簡と金石文』一九九八年、吉川弘文館、森田悌①

「北宮木簡―謂ゆる長屋王家木簡について―」(『東アジアの古代文化』六三、一九九〇年、後に『古代国家と万葉集』所

収)、②「北宮と長屋王」(『東アジアの古代文化』七三、一

九九二年)、永井路子「異議あり！長屋王邸」(『別冊文芸春秋』一八八特別号、一九八九年、後に『異議あり日本史』所収)

(13) 八木充①「長屋王と万葉歌」(『上代文学』六九、一九九

三年)、註(②)論文二四〇―三一頁、②「再び長屋王家木簡と皇親家令について」二五六―二六〇頁(『木簡研究』二〇、

一九九八年)

(14) 円方若翁 城二一一―二二三など。

膳若翁 城二三―四四・二五―三五九など。

珍努若翁 本文木簡(13)など。

忍海若翁 城二一一―三二一など。

紀若翁 平城京一―一五八など。

山形女王 平城京二一一―一八三〇など。

門部王 本文木簡(17)など。

「長屋王家木簡」にみえる家政機関について(長谷川

竹野皇子 平城京二一一―八二七、平城京二一一―八二八、平城

京二一一―八二九など。

石川夫人 平城京二一一―八二五など。

阿倍大刀自 城二一一―一〇〇など。

大山註(12) 論文① 一一一―一三四頁、②論文 二二―二

四頁、八木註(②) 論文 一五―一九頁、寺崎保広「『若翁』

木簡小考」(『奈良古代史論集』二、一九九一年)により、珍

努若翁、忍海若翁、紀若翁は長屋王の子女と考えられ、澤田

浩「薬師寺縁起」所引天武系皇親系図について」(『国史学』

一四二、一九九〇年)より、門部王は長屋王の兄弟と考えら

れる。また、森田註(12) ①論文 一三二頁、②論文 七四

―七七頁より、安倍大刀自、石川夫人は天武天皇の夫人とす

る説もあるが、『万葉集』巻八一―六一三に「長屋王之女。

母曰阿倍朝臣也」とあるので長屋王の妾とするのが妥当であ

り、石川夫人も同様であると考えられる。

(15) 『続日本紀』靈龜元年二月丁丑条

(16) 庄司浩「天武十四年皇親冠位制について」(『立正史学』

三四、一九七〇年)

(17) 『日本書紀』天武元年六月甲申条

(18) 『続日本紀』和銅七年正月己卯条

(19) 『大日本古文书』一、三六四・三六七頁

- (20) 平城京二一八五七、平城京二二八八、平城京一一二九四、平城京一一二九六、平城京一一三〇四、平城京一一三二六、平城京二一七三三、平城京二一九一六、平城京二一九五〇、平城京二一九五一、平城京二一九五九、平城京二一九六〇、平城京二一九六六など。
- (21) 『大日本古文书』二四、二頁
- (22) 森註(11) 論文 二五頁
- (23) 藤木邦彦「北政所について」(『東京大学教養学部人文科学紀要歴史学研究報告』三、一九五五年)
- (24) 岸俊男「嶋」雑考」(『檀原考古学研究所論集』一九七九年、後に『日本古代文物の研究』所収 二七八頁)、『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』三七・九二頁(一九八六年、奈良国立文化財研究所)
- (25) 大山註(12) 論文①三一〜三六頁、②一九〜二二頁
- (26) 鬼頭註(8) 論文 四〇一頁
- (27) 勝浦令子「木簡からみた北宮写経」(『史論』四四、一九九一年)
- (28) 井山註(10) 論文 二七〜三五頁
- (29) 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』八七〜八八頁(一九八六年、奈良国立文化財研究所)
- (30) 竹野女王については草壁皇子の夫人とする説と(鬼頭註(8) 論文、三九二〜四〇〇頁)、長屋王の姉妹とする説(館野註(2) 論文 三四八〜三五二頁、大脇潔「朝風廃寺」の再発見)『明日香風』四八、一九九三年)がある。
- (31) 森註(11) 論文 五三〜五九頁
- (32) 八木註(2) 論文 二九頁、註(13) ②論文 二五九頁
- (33) 『統日本紀』靈龜元年二月丁丑条
- (34) 『統日本紀』神龜元年二月丙申条
- (35) 東野註(9) 論文 六四頁、八木註(2) 論文 二二〜二三頁、森田註(12) ①論文 五二頁、大山註(12) 論文(36) 註(13)の木簡参照。
- (37) 『日本書紀』持統十年七月庚戌条
- (38) 荒木敏夫「東宮機構の成立と皇子宮」(『日本古代の皇太子』一九八五年、吉川弘文館)、仁藤敦史①「古代国家における都城と行幸―「動く王」から「動かない王」への変質」(『歴史学研究』六一三、一九九〇年、後に『古代王権と都城』所収)、②「嶋宮の伝領過程」(『古代史研究』五、一九八六年、後に『古代王権と都城』所収)
- (39) 森田悌①「貴族死後の家政機関」一〇七頁(『日本歴史』五九九、一九九八年)、②「天平元年二月紀の「長屋王宅」」註3(『統日本紀研究』三三四、二〇〇〇年)
- (40) 選叙令十七本主亡条

- (41) 『令集解』選叙令十七本主亡条令集解穴記
- (42) 『続日本紀』靈龜元年正月癸巳条
- (43) 『続日本紀』靈龜元年九月庚辰条
- (44) 『扶桑略記』持統十年七月条に高市皇子が四三歳で薨じたと記されている。
- (45) 『日本書紀』持統十年七月庚戌条
- (46) 『続日本紀』養老五年十二月己卯条
- (47) 大山註(12) ①論文 三〇四頁、森註(11) 論文 二頁、森田註(39) ②論文註4、寺崎註(11) 論文 一四二〜一四三頁
- (48) 八木註(13) ②論文 二五九頁
- (49) 城二七〜二八など。八木註(13) ②論文 二五九頁
- (50) 八木註(2) 論文 二四〜三〇頁、註(13) ②論文 二五六頁
- (51) 『日本書紀』齊明四年五月条
- (52) 『日本書紀』天智六年二月戊午条
- (53) 『日本書紀』天武七年四月丁亥朔条
- (54) 『日本書紀』持統即位前紀朱鳥元年十月庚午条
- (55) 『日本書紀』持統五年九月丁丑条
- (56) 『続日本紀』天平勝宝三年正月己酉条
- (57) 『続日本紀』和銅元年六月丙戌条
- (58) 『続日本紀』天平九年八月辛酉条
- (59) 『続日本紀』天平十三年三月己酉条
- (60) 『続日本紀』神龜五年三月辛丑条
- (61) 『続日本紀』天平六年二月庚子条
- (62) 『続日本紀』天平元年二月癸酉条
- (63) 青木和夫『日本の歴史3 奈良の都』二六五頁(一九六五年、中央公論社)
- (64) 『続日本紀』慶雲元年正月壬寅条
- (65) 『万葉集』卷一、七六・七七、元明天皇の歌に和して「御名部皇女の和へ奉れる御歌」がみえる。
- (66) 『天日本古文書』二四、五・六頁
- (67) 岸俊男「山代忌寸真作と蚊屋忌寸秋庭 墓誌の史料的一考察」(『山代忌寸真作』奈良県教育委員会編、一九五四年、後に『日本古代籍帳の研究』所収)
- (68) 『天日本古文書』二五、六五・一四五頁
- (69) 森註(2) ①論文 三九四頁、館野註(3) 論文 三二八〜三三〇頁、鬼頭註(3) ②論文 一五二頁
- (70) 大山註(12) ①論文 九三頁
- (71) 館野註(3) 論文 三二七〜三二八頁
- (72) 大山註(12) ①論文 九三頁
- (73) 館野註(3) 論文 三三一〜三三二頁
- 『長屋王家木簡』にみえる家政機関について(長谷川)

- (74) 平林章仁「敏達天皇の広瀬郡進出について」(横田健一編『日本書紀研究』一四、一九八七年、塙書房)、岩本次郎「木上と片岡」(『木簡研究』一四、一九九二年)、福原註(11)
- ②論文 二三～二六頁
- (75) 和田萃「殯の基礎的考察」(『史林』五二―五、一九六九年、後に『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』所収)
- (76) 館野註(3) 論文、三三六～三三八頁
- (77) 森註(2) ①論文、三九四頁
- (78) 寺崎保広「平城京跡」(『木簡研究』一一号、一九八九年)